EU 査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について_Q&A (エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築)

1	生産者及び家畜市場での対応(質問1~質問8)	2
2	食肉衛生検査所での対応(質問9)	3
3	最終出荷農家及びと畜場での対応(質問 10~質問 14)	4
4	獣医師に関連した内容(質問 15~質問 18)	5
5	都道府県での対応(質問 19)	5
6	その他(質問 20~質問 21)	6

1. 生産者及び家畜市場での対応

質問1

家畜市場に上場する際のエストラジオールの不使用申告について、雄、去勢、13 か月齢未満の雌牛については畜種によらず申告が不要という理解でよいか。13 か月齢以上の雌牛については、遡及して不使用申告書を求められる可能性があるという認識で合っているか。(回答)

雄、去勢、13 か月齢未満の雌牛についても不使用申告をしていただく必要がありますが、 申告に当たって獣医師にエストラジオールの使用歴を確認する必要はありません。一方、13 か月齢以上の雌牛については、エストラジオールが使用された可能性がありますので、獣医 師へ確認した上で不使用であることを申告していただく必要があります。

質問2

雄、去勢、13 か月齢未満の雌牛について、エストラジオールを使用する可能性がないにも 関わらず、なぜ不使用申告が必要なのか。少なくとも雄、去勢は不使用申告が不要なのでは ないか。また、

(回答)

EU 向け輸出牛肉由来牛にエストラジオールを使用されていないことを形式的にも確認した上で食肉衛生証明書を発行する体制をとることがEUから求められているため、申告は必要です。

質問3

初妊牛等の乳用牛についてはホスホマイシンとエストラジオールの両方について申告は 不要という認識でよいか。

(回答)

乳用牛については今のところ申告は不要ですが、今後 EU 向けの施設認定や農場登録がなされ輸出可能な環境が整った際には申告が必要となります。その際は、市場全体で取り組んでいただくというよりも、認定施設に紐づく農場で申告をお願いすることになると考えていますので個別に対応を相談させていただきます。

質問4

繁殖農家は、購買者やと畜場から求めがあった場合、その都度不使用申告を提出する形でも問題はないのか。

(回答)

ご認識のとおりです。繁殖農家は家畜市場や購買者(肥育農家)から求めがあった際に不使用申告書を提出し、肥育農家はフードチェーン情報申告書の申請者からの求めに応じて新様式の不使用申告書を提出いただくことでも差支えありません。

市場、と畜場によって、事務の効率化等の観点から対応が異なる可能性があるので、輸出事業者、農家、市場、と畜場、食肉衛生検査所、団体等関係者間でよくコミュニケーションを取っていただくようお願いします。

質問5

家畜市場へ上場する前に EU 使用禁止薬剤の使用歴を知らせなかった場合、購買後に EU 使用禁止薬剤の使用が判明したとしても、解約やクレームの対象にしなくても問題はない

か。

(回答)

「解約やクレームの対象にしなくても問題はない」という点については、当事者間での話ですので、当省からはお答えすることはできませんが、少なくとも家畜取引法第12条で定められている公表事項には含まれておりません。

質問6

13 か月齢以上の雌牛についてはエストラジオールの使用歴について獣医師への確認が必要ということだが、和牛以外についても同様か。特に乳用牛はどのような扱いになるのか。(回答)

交雑種やホルスタイン(雄・去勢)の場合は、家畜市場等において購買者からの要望に応じて対応を検討いただきたいと考えています。

乳用牛については、今後 EU 向けの施設認定や農場登録がなされ輸出可能な環境が整った際に対応が必要になりますが、家畜市場においてエストラジオール不使用の牛を確認した上で購入することは難しいと考えられます。このため、相対取引や農協を通じた取引により、エストラジオールを使用していない農場を探して購入いただくことになると考えます。ただし、限定的な対応となるため、必要な範囲で体制について検討したいと考えています。

質問7

和牛の場合、経産牛は1回又は複数回、家畜市場や相対で取引されているため、出生から 上場されるまでの間のエストラジオールの全ての使用歴を家畜市場側で確実に確認するこ とは難しい。そのため、購買者には、エストラジオールの使用歴があるかもしれないという ことを理解した上で購入していただくということでよいか。

(回答)

和牛の経産牛については、購入前にエストラジオールの使用歴を確認してから取引することは困難な場合があることは理解しています。上場牛があらかじめ不使用を確認されていない場合、購入した牛にエストラジオールの使用歴があるかもしれませんので、購買者は、繁殖農家、家畜市場等とよくコミュニケーションをとっていただき、EU向けに輸出する場合にはエストラジオールの使用歴を後追いで確認していただくようお願いします。

質問8

肥育生産者が5か所の農場を経由した牛を導入したとしたら、その5か所から提出された申告書を入手する必要があるということか。

(回答)

複数の農場を経由して導入した場合、肥育農家は導入までに経由した全ての農場から不使 用申告書を入手することが望ましいですが、それぞれの農場で使用されていないことを確認 できれば必ずしもすべての不使用申告書を入手する必要はありません。

2. 食肉衛生検査所での対応

質問 9

フードチェーン情報申告書におけるホスホマイシンの使用歴欄が未確認となっていても、 食肉衛生証明書の裏面に記載の「フードチェーン情報申告書に EU 等における使用禁止薬剤 の使用歴がない旨が申告されている」のチェック欄にチェックを入れても大丈夫か。 (回答)

ホスホマイシンについては、2026年9月3日から適用されますので、それまでに通関するものについては、未確認でもチェックを入れて差し支えありません。

3. 最終出荷農家及びと畜場での対応

質問 10

肥育農家から認定と畜場に最終的に提出していただく書類はフードチェーン情報申告書 と不使用申告書の2通で良いか。

(回答)

フードチェーン情報申告書は、最終出荷農家が作成する場合や認定と畜場等が作成する場合があると認識しています。また、不使用申告書についても様式例であり、重要なのはエストラジオールが使用されていないことを確認できることです(質問 14 参照)。そのため、最終出荷農家がフードチェーン情報申告書を作成する場合は、不使用申告書は作成せずフードチェーン情報申告書を認定と畜場等に提出することにより対応することでも差し支えありません。認定と畜場等がフードチェーン情報申告書を作成する場合は、最終出荷農家は認定と畜場等に不使用申告書を提出する必要があります。

質問 11

事業者や認定施設がフードチェーン情報申告書を食肉衛生検査所へ申請する場合、不使用申告書も提出する必要がありますか。

(回答)

食肉衛生検査所には不使用申告書を提出する必要はありません。

質問 12

肥育農家からと畜場に提出する不使用申告書は、繁殖農家から提出される不使用申告書も含めて、複数枚あれば全て提出するのか。

(回答)

と

高場に提出していただく

申告書については、

最終出荷農家からの

申告書のみであり、

それまで

経由した

農場からの

不使用

申告書まで

提出する

必要は

ありません。

質問 13

不使用申告書は認定と畜場で保管をする必要があるか。

(回答)

保管する必要はありません。

質問 14

通知の別紙 2-1、2-2 の不使用申告書をもとに、現在、肥育農家から出荷時に提出いただいている出荷牛に関する証明書様式を改変して、不使用を申告いただくことでもよいか。 (回答)

今回示した様式はあくまで様式例ですので、最終的に不使用申告ができればよく、エスト

ラジオールが使用されていないことを確認できるということが重要です。なお、様式の記載 事項については、個別にご相談ください。

4. 獣医師に関連した内容

質問 15

獣医師の診療簿を提供する場合とは具体的にはどのようなケースが想定されるのか。 (回答)

定期的に提供をお願いすることは想定していません。例えば、不使用申告書の内容に疑義が生じた場合や残留物質モニタリングでエストラジオールが高濃度で検出された場合などが考えられます。

質問 16

高齢繁殖牛をEU認定施設へ出荷する場合、獣医師の診療簿の保存期限(法令上は8年間)を超過しエストラジオールの不使用の確認が取れなければEU向け輸出対象牛にすることはできないという理解でよいか。

(回答)

エストラジオールの不使用を確認できない場合はEU向けに仕向けることができません。 ただし、法令上の保存期間を超えて診療簿を保存している場合や何らかの形で不使用を確認 できる場合はEU向けに出荷することは可能です。

質問 17

県 NOSAI 等、同じ診療所に所属する複数の獣医師が診療にあたっている場合、合意書や通知の別紙 2-2 の担当獣医師名欄にはすべての獣医師名を記載する必要があるか。

(回答)

すべての獣医師名を記載する必要はありません。所属の診療所名を記載することで差支 えありません。

質問 18

現在、家畜市場の牛個体情報申告書様式を用いて出荷農家に不使用申告をしていただく形を検討しているが、その場合も質問 18 の回答と同様か。

(回答)

繁殖雌牛の担当とそれ以外の牛の担当が異なるなど、明らかにエストラジオールを使用することがない獣医師の名称を記載する必要はありませんが、使用の有無が確認できない場合はすべての獣医師名を記載していただくようお願いします。

5. 都道府県での対応

質問 19

_____ 生産者や獣医師への周知について、農林水産省から示されたチラシを県で加工したり、流 用しても良いか。

(回答)

趣旨が変わらなければ加工等していただいて構いません。

6. その他

質問 20

現在の経産牛の EU への輸出量を教えていただきたい。

(回答)

統計データはありませんが、関係者に聞く限りはそれほど多いものではないと考えています。

質問 21

ホスホマイシン、エストラジオールの家畜への使用頻度はどの程度か。また、と畜場などでの残留物質モニタリングではどの程度検出されているのか。

(回答)

説明会資料に記載している以上の情報はありませんが、獣医師からの聞き取りによれば、安価で使いやすいため牛の状態や獣医師の診療方針によってはよく使用されると聞いています。

また、と畜場等における EU 向け残留物質モニタリングでは、当省が把握している限りこれまで検出された事例はないと認識しています。